

令和 7 年 度

川崎市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川崎市監査委員

8 川 監 第 3 8 3 号
令和8年8月19日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市監査委員	川	鍋	雅	裕
同	川	上	善	行
同	雨	笠	裕	治
同	浜	田	昌	利

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度川崎市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

令和7年度 川崎市健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	7
第2	審査の期間	7
第3	審査の方法	7
第4	審査の着眼点	7
第5	審査の結果	7
	健全化判断比率の状況	8
1	実質赤字比率	11
2	連結実質赤字比率	12
3	実質公債費比率	14
4	将来負担比率	16
5	むすび	19

令和7年度 川崎市資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	21
第2	審査の期間	21
第3	審査の方法	21
第4	審査の着眼点	21
第5	審査の結果	21
	資金不足比率の状況	22
1	地方公営企業法適用企業	23
	(1) 病院事業会計	23
	(2) 下水道事業会計	23
	(3) 水道事業会計	24
	(4) 工業用水道事業会計	24
	(5) 自動車運送事業会計	25
2	地方公営企業法非適用企業	26
	(1) 卸売市場事業特別会計	26
	(2) 港湾整備事業特別会計	26

(3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計	27
3 むすび	27

注 1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨ててある。なお、各表中の金額はそれぞれ算定の過程において端数調整が行われている。

2 増減率は表示単位未満を四捨五入してある。

3 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」……………皆無又は該当数値なし

「0」、「0.0」……………該当数値はあるが、単位未満のもの

「…」……………算出不能、無関係、不明、1,000%以上の増減率など

4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付してある。

5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）の定めるところによる。

令和 7 年度川崎市健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）

上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 6 月 1 日から同年 8 月 4 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された書類の照合等を行うほか、関係局長等から説明を聴取するなどにより実施した。また、各比率についての年度比較により推移を把握し分析した。

第 4 審査の着眼点

1 形式審査

- （1）審査に付された書類は関係法令等に定める様式に準じて作成されているか。
- （2）審査に付された書類の計数は正確であるか。

2 実質審査

（1）実質赤字比率

- ア 繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額は適正に算定されているか。
- イ 標準財政規模は適正に算定されているか。

（2）連結実質赤字比率

実質赤字合計額、資金不足額合計額、実質黒字合計額及び資金剰余額合計額は適正に算定されているか。

（3）実質公債費比率

地方債の元利償還金、準元利償還金、特定財源及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は適正に算定されているか。

（4）将来負担比率

将来負担額、充当可能基金額、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額は適正に算定されているか。

第 5 審査の結果

川崎市監査基準に準拠し、前述のとおり審査した限り、重要な点において、健全化判断比率は関係法令等に従って適正に算定されていた。また、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

健全化判断比率の状況

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

当年度決算に基づく各比率の状況は、次のとおりである。

（単位：％）

区 分	7 年度	6 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.25	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	8.8	8.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	105.4	111.6	400.0	

実質赤字比率は、実質赤字を生じなかったため算出されなかった。

連結実質赤字比率は、連結実質赤字を生じなかったため算出されなかった。

実質公債費比率は8.8％で、早期健全化基準の25.0％を下回った。

将来負担比率は105.4％で、早期健全化基準の400.0％を下回った。

【参考 1】健全化判断比率の概要

● 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模*1に対する比率

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額*2} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

$$= \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源*3}$$

● 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

<算定式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字額} = (\text{実質赤字合計額*4} + \text{資金不足額合計額*5})$$

$$- (\text{実質黒字合計額*6} + \text{資金剰余額合計額*7})$$

● 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

<算定式>

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源}^{*8} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額}^{*9} \text{算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

● 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{充当可能財源等} = \text{充当可能基金額}^{*10} + \text{特定歳入見込額}^{*11}$$

$$+ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}$$

【参考２】健全化判断比率の算定における対象会計等

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		公害健康被害補償事業特別会計				
		勤労者福祉共済事業特別会計				
		墓地整備事業特別会計				
		公共用地先行取得等事業特別会計				
		公債管理特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	競輪事業特別会計	資金不足比率			
		国民健康保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
	公営企業会計	地方公営企業法適用企業		病院事業会計		
				下水道事業会計		
				水道事業会計		
				工業用水道事業会計		
				自動車運送事業会計		
		地方公営企業法非適用企業		卸売市場事業特別会計		
港湾整備事業特別会計						
生田緑地ゴルフ場事業特別会計						
一 部 事 務 組 合						
土 地 開 発 公 社						
損 失 補 償 団 体						

*1 標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの。臨時財政対策債発行可能額を含む。

*2 繰上充用額

歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

繰上充用額

$$= \text{イ} - \{(\text{ロ} + \text{ハ} + \text{ニ}) - \text{ホ}\}$$

イ：歳入歳出差引額

ロ：継続費通次繰越額

ハ：繰越明許費繰越額

ニ：事故繰越繰越額

ホ：ロからニまで、支払繰延額及び事業繰越額に係る未収入特定財源

*3 翌年度に繰り越すべき財源

事業繰越等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものの。繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

*4 実質赤字合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額

*5 資金不足額合計額

公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

*6 実質黒字合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合計額

*7 資金剰余額合計額

公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

*8 特定財源

用途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

*9 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額

*10 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額

*11 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる歳入の見込額

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、第 1－1 表のとおりである。

第 1－1 表 実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
実質赤字額(a+b+c=A)	△ 7,775,081	△ 6,728,187	△ 1,046,894	15.6
繰上充用額(a)	△ 8,102,799	△ 6,993,156	△ 1,109,643	15.9
支払繰延額(b)	—	—	—	...
事業繰越額(c)	327,718	264,969	62,749	23.7
標準財政規模(B)	436,418,375	419,203,322	17,215,053	4.1
(A/B×100)	△ 1.78	△ 1.60		
実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	11.25			
財政再生基準	20.00			

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

当年度の実質赤字比率は、77 億 7,508 万円の実質黒字となったため算出されなかった。

標準財政規模は 4,364 億 1,837 万円で、標準財政規模に算入される標準税収入額等が増加したことにより前年度に比べ 172 億 1,505 万円増加している。

なお、一般会計等の会計別実質収支額は第 1－2 表のとおりである。

第 1－2 表 会計別実質収支額
(一般会計等)

(単位:千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
一 般 会 計	892,720,343	881,856,691	3,242,322	7,621,330
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	490,114	162,396	327,718	—
公害健康被害補償事業特別会計	165,696	52,101	—	113,595
勤労者福祉共済事業特別会計	102,942	102,942	—	—
墓地整備事業特別会計	451,619	411,463	—	40,156
公共用地先行取得等事業特別会計	188,469	188,469	—	—
公債管理特別会計	189,959,801	189,959,801	—	—
合 計				7,775,081

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、第2－1表のとおりである。

第 2－1 表 連結実質赤字比率

(単位：千円、%)

項 目	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
連結実質赤字額 ($(a+b)-(c+d)=A$)	△ 44,972,151	△ 50,526,946	5,554,795	△ 11.0
実質赤字合計額(a)	—	—	—	…
資金不足額合計額(b)	—	—	—	…
実質黒字合計額(c)	9,678,395	8,062,645	1,615,750	20.0
資金剰余額合計額(d)	35,293,756	42,464,301	△ 7,170,545	△ 16.9
標準財政規模(B)	436,418,375	419,203,322	17,215,053	4.1
($A/B \times 100$)	△ 10.30	△ 12.05		
連結実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	16.25			
財政再生基準	30.00			

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

当年度の連結実質赤字比率は、449 億 7,215 万円の連結実質黒字となったため算出されなかった。

なお、一般会計等及び公営企業会計以外の公営事業会計の会計別実質収支額は第2－2表、公営企業会計の会計別資金剰余額・不足額は第2－3表のとおりである。

第 2－2 表 会計別実質収支額
(一般会計等及び公営企業会計以外の公営事業会計)

(単位:千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
一 般 会 計 等	1,084,078,984	1,072,733,863	3,570,040	7,775,081
競 輪 事 業 特 別 会 計	35,696,186	35,677,633	—	18,553
国民健康保険事業特別会計	119,651,250	119,174,812	476,438	—
後期高齢者医療事業特別会計	23,286,777	22,161,496	1,125,281	—
介護保険事業特別会計	116,886,096	115,001,335	—	1,884,761
合 計				9,678,395

第 2－3 表 会計別資金剰余額・不足額
(公営企業会計)

(地方公営企業法適用企業)

(単位:千円)

会 計 名	流動資産等*1 (1)	解消可能 資金不足額 (2)	流動負債等*2 (3)	算入地方債 (4)	資金剰余額 ・△不足額 (1)+(2)-(3)-(4)
病 院 事 業 会 計	10,012,862	1,800,000	8,713,031	1,800,000	*30
下 水 道 事 業 会 計	30,504,457	—	21,904,249	—	8,600,208
水 道 事 業 会 計	19,984,249	—	8,144,999	—	11,839,250
工 業 用 水 道 事 業 会 計	19,618,956	—	4,826,610	—	14,792,346
自 動 車 運 送 事 業 会 計	2,980,266	1,800,000	3,035,427	1,150,000	*30
小 計					35,231,804

(地方公営企業法非適用企業)

会 計 名	歳入額等*4 (1)	解消可能 資金不足額 (2)	歳出額 (3)	算入地方債 (4)	資金剰余額 ・△不足額 (1)+(2)-(3)-(4)
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	1,475,975	—	1,475,975	—	—
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	6,892,795	—	6,847,487	—	45,308
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	437,996	—	421,352	—	16,644
小 計					61,952
合 計					35,293,756

*1 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額

*2 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債、未払金等を控除した額

*3 資金剰余額・△不足額

解消可能資金不足額を考慮し、資金剰余が生じる場合はゼロとする。

*4 歳入額等

歳入額から翌年度に繰り越すべき財源（未収入特定財源を除く。）を控除した額

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、第 3－1 表のとおりである。

第 3－1 表 実質公債費比率

(単位:千円、%)

項 目	7 年 度	6 年 度	5 年 度	4 年 度
地方債の元利償還金(A)	27,500,851	29,499,811	30,292,659	29,892,712
準元利償還金(B)	60,070,710	59,847,725	57,649,653	57,138,317
地方債償還に充当される 特定財源(C)	23,937,202	22,393,008	22,124,048	22,062,597
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D)	26,558,442	31,670,144	34,578,172	36,514,410
標準財政規模(E)	436,418,375	419,203,322	406,126,808	392,985,485
(A+B)-(C+D)	37,075,917	35,284,384	31,240,092	28,454,022
(E-D)	409,859,933	387,533,178	371,548,636	356,471,075
実質公債費比率(単年度) (((A+B)-(C+D))/(E-D)×100)	9.04600	9.10487	8.40808	7.98214
7年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)	8.8			
6年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)		8.4		
早期健全化基準	25.0			
財政再生基準	35.0			

当年度の実質公債費比率（過去 3 か年平均値）は 8.8%で、前年度に比べ 0.4 ポイント上昇し、早期健全化基準である 25.0%を 16.2 ポイント下回っている。

なお、単年度の実質公債費比率をみると、当年度は 9.04600%で、前年度に比べ 0.05887 ポイント低下している。これは主に標準財政規模 (E) が 172 億 1,505 万円増加したことによるものである。

地方債の元利償還金の内訳は第 3－2 表、準元利償還金の内訳は第 3－3 表のとおりである。

第 3－2 表 地方債の元利償還金

(単位:千円)

項 目	7 年度	6 年度	5 年度	4 年度
一般会計等に係る公債費 (a)	79,184,812	80,375,089	72,363,152	74,054,368
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 (b)	3,500,000	9,845,500	3,000,000	—
満期一括償還地方債の元金に係る分 (c)	50,390,500	44,991,000	41,998,998	47,803,000
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの (d)	2,000,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000
減債基金積立不足を考慮して算定した額 (e)	4,206,539	5,161,222	4,028,505	4,641,344
地方債の元利償還金 (a-b-c-d+e=A)	27,500,851	29,499,811	30,292,659	29,892,712

第 3－3 表 準元利償還金

(単位:千円)

項 目	7 年度	6 年度	5 年度	4 年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額)	46,267,999	46,238,945	43,839,512	43,641,126
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰入金	12,502,384	12,251,657	12,353,960	11,982,023
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	—	—	—	—
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	1,300,327	1,357,123	1,456,181	1,515,168
一時借入金利子(繰替運用を除く。)	—	—	—	—
準元利償還金合計(B)	60,070,710	59,847,725	57,649,653	57,138,317

4 将来負担比率

将来負担比率は、第4－1表のとおりである。

第4－1表 将来負担比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
将来負担額(A)	1,383,469,917	1,367,359,172	16,110,745	1.2
充当可能財源等(B)	951,339,395	934,541,355	16,798,040	1.8
標準財政規模(C)	436,418,375	419,203,322	17,215,053	4.1
元利償還金・準元利償還金 に係る基準財政需要額算 入額(D)	26,558,442	31,670,144	△ 5,111,702	△ 16.1
(A-B)	432,130,522	432,817,817	△ 687,295	△ 0.2
(C-D)	409,859,933	387,533,178	22,326,755	5.8
将来負担比率 ((A-B)/(C-D)×100)	105.4	111.6		
早期健全化基準	400.0			

当年度の将来負担比率は105.4%で、前年度に比べ6.2ポイント低下し、早期健全化基準である400.0%を294.6ポイント下回っている。

将来負担額の内訳は第4－2表、充当可能財源等の内訳は第4－3表のとおりである。

第 4－2 表 将来負担額

(単位:千円、%)

項 目	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
一般会計等地方債現在高	1,118,108,292	1,105,720,369	12,387,923	1.1
債務負担行為に基づく支出 予定額*1	10,962,985	12,469,978	△ 1,506,993	△ 12.1
一般会計等以外の特別会計 に係る地方債償還に充てるた めの一般会計等からの繰入 見込額	144,375,802	145,332,873	△ 957,071	△ 0.7
組合等が起こした地方債の償 還に係る負担等見込額*2	—	—	—	…
退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	110,022,838	103,835,952	6,186,886	6.0
設立法人の負債の額に係る 一般会計等負担見込額*3	—	—	—	…
受益権を有する信託に係る一 般会計等負担見込額*4	—	—	—	…
設立法人以外の者のために 負担している債務の額等に係 る一般会計等負担見込額*5	—	—	—	…
連結実質赤字額	—	—	—	…
組合等連結実質赤字額相当 額のうち一般会計等負担見 込額*6	—	—	—	…
将来負担額合計(A)	1,383,469,917	1,367,359,172	16,110,745	1.2

第 4－3 表 充当可能財源等

(単位:千円、%)

項 目	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
充当可能基金額	337,082,144	308,834,036	28,248,108	9.1
特定歳入見込額	273,789,678	280,709,507	△ 6,919,829	△ 2.5
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	340,467,573	344,997,812	△ 4,530,239	△ 1.3
充当可能財源等合計(B)	951,339,395	934,541,355	16,798,040	1.8

*1 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費等）に係るもの。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

*2 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額

*3 設立法人の負債の額に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

*4 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が受益権を有する不動産の信託のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

*5 設立法人以外の者のために負担している債務の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人以外の者のために債務を負担している場合の当該債務及び年度内に償還すべきものとして貸付を行った貸付金（償還財源に借入を行ったものに限る）のうち、当該法人等の財務経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

*6 組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に相当する額のうち、本市の一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額

5 むすび

一般会計等及び公営企業会計以外の公営事業会計において実質赤字を生じた会計並びに公営企業会計において資金の不足額を生じた会計はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算出されなかった。

実質公債費比率は、当年度において標準財政規模が増加したことなどにより単年度では前年度に比べ低下したものの、過去３か年平均値では上昇している。なお、引き続き早期健全化基準は下回っている。

将来負担比率は、標準財政規模が増加したことなどにより前年度に比べ低下し、引き続き早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率及び将来負担比率はともに早期健全化基準を下回っているものの、減債基金からの借入累計額が 497 億円ある状況を踏まえ、引き続き持続可能な行財政基盤の構築に取り組まれない。

令和 7 年度川崎市資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率
上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 6 月 1 日から同年 8 月 4 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された書類の照合等を行うほか、関係局長等から説明を聴取するなどにより実施した。また、比率についての年度比較により推移を把握し分析した。

第 4 審査の着眼点

- 1 形式審査
 - (1) 審査に付された書類は関係法令等に定める様式に準じて作成されているか。
 - (2) 審査に付された書類の計数は正確であるか。
- 2 実質審査
 - (1) 資金の不足額は適正に算定されているか。
 - (2) 事業の規模は適正に算定されているか。

第 5 審査の結果

川崎市監査基準に準拠し、前述のとおり審査した限り、重要な点において、資金不足比率は関係法令等に従って適正に算定されていた。また、資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

資金不足比率の状況

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

各会計における当年度決算に基づく資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位: %)

会 計 名	7 年 度	6 年 度	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
水 道 事 業 会 計	—	—	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	
自 動 車 運 送 事 業 会 計	—	—	
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	—	—	

公営企業において資金の不足額を生じた会計はなく、資金不足比率は算出されなかった。

【参考】資金不足比率の概要

● 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(地方公営企業法適用企業)

$$\text{資金の不足額} = (\text{流動負債等}^{*1} + \text{建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした算入地方債の現在高} - \text{流動資産等}^{*2}) - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

(地方公営企業法非適用企業)

$$\text{資金の不足額} = (\text{歳出額} + \text{建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした算入地方債の現在高} - \text{歳入額等}^{*3}) - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

*1 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債、未払金等を控除した額

*2 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額

*3 歳入額等

歳入額から翌年度に繰り越すべき財源（未収入特定財源を除く。）を控除した額

1 地方公営企業法適用企業

(1) 病院事業会計

当年度の資金不足比率は、資金の不足額を生じなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c-d=A)	0	△ 2,881,474	2,881,474	△ 100
流動負債等(a)	8,713,031	6,403,443	2,309,588	36.1
算入地方債現在高(b)	1,800,000	—	1,800,000	…
流動資産等(c)	10,012,862	9,284,917	727,945	7.8
解消可能資金不足額(d)	1,800,000	—	1,800,000	…
事業規模(B)	43,591,405	41,838,509	1,752,896	4.2
(A/B×100)	—	△ 6.8		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(注) 資金剰余である場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

(注) 解消可能資金不足額(d)を控除して、資金剰余が生じる場合は、資金不足額はゼロとする。以下の表について同じ。

(2) 下水道事業会計

当年度の資金不足比率は、86 億 20 万円の資金剰余となったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 8,600,208	△ 6,841,135	△ 1,759,073	25.7
流動負債等(a)	21,904,249	19,493,863	2,410,386	12.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	30,504,457	26,334,998	4,169,459	15.8
解消可能資金不足額(d)	—	—	—	…
事業規模(B)	33,175,243	32,867,507	307,736	0.9
(A/B×100)	△ 25.9	△ 20.8		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(3) 水道事業会計

当年度の資金不足比率は、118 億 3,925 万円の資金剰余となったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 11,839,250	△ 14,868,161	3,028,911	△ 20.4
流動負債等(a)	8,144,999	8,835,895	△ 690,896	△ 7.8
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	19,984,249	23,704,056	△ 3,719,807	△ 15.7
解消可能資金不足額(d)	—	—	—	…
事業規模(B)	27,389,217	28,479,309	△ 1,090,092	△ 3.8
(A/B×100)	△ 43.2	△ 52.2		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(4) 工業用水道事業会計

当年度の資金不足比率は、147 億 9,234 万円の資金剰余となったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 14,792,346	△ 15,778,131	985,785	△ 6.2
流動負債等(a)	4,826,610	1,882,257	2,944,353	156.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	19,618,956	17,660,388	1,958,568	11.1
解消可能資金不足額(d)	—	—	—	…
事業規模(B)	5,679,840	6,819,119	△ 1,139,279	△ 16.7
(A/B×100)	△ 260.4	△ 231.3		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(5) 自動車運送事業会計

当年度の資金不足比率は、資金の不足額を生じなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c-d=A)	0	0	—	…
流動負債等(a)	3,035,427	3,750,178	△ 714,751	△ 19.1
算入地方債現在高(b)	1,150,000	650,000	500,000	76.9
流動資産等(c)	2,980,266	2,667,803	312,463	11.7
解消可能資金不足額(d)	1,800,000	2,260,000	△ 460,000	△ 20.4
事業規模(B)	8,175,469	7,965,508	209,961	2.6
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

2 地方公営企業法非適用企業

(1) 卸売市場事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金の不足額を生じなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c-d=A)	—	—	—	…
歳出額(a)	1,475,975	1,474,322	1,653	0.1
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	1,475,975	1,474,322	1,653	0.1
解消可能資金不足額(d)	—	—	—	…
事業規模(B)	904,087	949,367	△ 45,280	△ 4.8
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(2) 港湾整備事業特別会計

当年度の資金不足比率は、4,530万円の資金剰余となったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 45,308	△ 2,049,291	2,003,983	△ 97.8
歳出額(a)	6,847,487	6,129,258	718,229	11.7
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	6,892,795	8,178,549	△ 1,285,754	△ 15.7
解消可能資金不足額(d)	—	—	—	…
事業規模(B)	922,440	969,996	△ 47,556	△ 4.9
(A/B×100)	△ 4.9	△ 211.2		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

当年度の資金不足比率は、1,664万円の資金剰余となったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			増△減率
	7 年度	6 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c-d=A)	△ 16,644	△ 46,109	29,465	△ 63.9
歳出額(a)	421,352	458,719	△ 37,367	△ 8.1
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	437,996	504,828	△ 66,832	△ 13.2
解消可能資金不足額(d)	—	—	—	…
事業規模(B)	1,407,224	1,336,625	70,599	5.3
(A/B×100)	△ 1.1	△ 3.4		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

3 むすび

公営企業において資金の不足額を生じた会計はなく、資金不足比率は算出されなかった。

なお、病院事業会計及び自動車運送事業会計の資金不足額の算定においては、法令の規定により解消可能資金不足額を控除したため、資金の不足額は生じなかった。

各会計においては、引き続き資金需要の的確な把握に努めるとともに、経営に係る計画等を着実に推進し、安定した経営基盤の構築に取り組まれない。